

議案第 86 号

職員の服務の宣誓に関する条例中一部改正の件

職員の服務の宣誓に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

会計年度任用職員制度導入に伴い、服務の宣誓に関する取扱いについて、本条例を改正しようとするものであります。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 一略一</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 一略一</p>